官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令（防衛二）　一

省令

○防衛省令第二号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十条の二第二項及び第三十三条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。